



療養型病床群の整備目標について

副会長 飯塚弘志

昭和60年、医療資源の地域的偏在の是正のため、第1次医療法の改正が行われた。その主たる改正内容は都道府県医療計画の制度化であり、それにより、各2次医療圏ごとに必要病床数を算定することになった。

平成4年、適切な医療を効率的に提供するための医療施設機能の体系化として第2次医療法の改正が行われた。その主たる改正内容は「特定機能病院」及び「療養型病床群（病院）の制度化である。「療養型病床群」とは、病院の病床のうち一群のものであって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を収容するためのものとされた。

平成9年、第3次医療法が改正され、平成10年4月1日から施行された。その主旨は、要介護者の増大に対応し、地域に必要な医療を確保するなど国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、療養型病床群制度の診療所への拡大、地域医療支援病院の創設及び医療計画制度の充実を行うものとされた。これにより、有床診療所においても、医療法上、療養型病床群の設置が可能となった。

そして診療所に療養型病床群を設けようとする等のときは、都道府県知事の許可を受けるものとされた。

北海道においては、昭和63年「北海道地域保健医療計画」が作成された。その後5年目に若干の見直しがなされ、平成10年4月1日、「北海道保健医療福祉計画」が施行された。必要的記載事項の「必要病床数」の算定をはじめ、大幅な見直しがなされた。

医療計画の中に、この度の第3次医療法の改正により、必要病床数に関する事項のほかに、療養

型病床群の整備の目標に関する事項も規定されることとなった。

道においては、これを受けて本年7月末を目途に、平成12年度当初を目標とする要介護者のための療養型病床群の整備目標を定めることとしている。その間、病院に対して療養型病床群に関する調査などを行い、更に地域の意見を聴取しながら整備目標案を作成し、北海道医療審議会の議を経て整備目標を確定し、告示することになっている。

国の医療審議会において療養型病床群の整備の目標が了承されている。

整備の考え方として、平成12年度から導入される介護保険制度において、要介護者の受け皿のひとつとして、要介護者のための療養型病床群として位置づけられている。そのために整備の促進が必要であり、それにあたっては介護力強化病院からの転換によることが基本とされている。

整備目標の留意事項として、必要病床数については、急性期病床と慢性期病床（療養型病床群）に区分して必要病床数を算定する必要性を各方面から指摘され、現在その検討を行っている。その区分が明確化された時点で必要な見直しを行う。

整備の目標に関する標準の考え方として、これは当分の間のものとし、療養型病床群全体のうち、要介護者のための療養型病床群について定めるものとしている。全国ベースで19万床を目安とする。整備目標は、当分の間、高齢者人口に一定率を乗じ、病床利用率で除して得た病床数であり、地域の要介護者数、有病率、在宅介護の状況及び老人保健施設、特別養護老人ホームなどの関係施設の整備状況等を勘案することとされている。この場合の指数として、高齢者人口は平成12年の65歳以

上推計人口とし、一定率の目安は全国ベースでは、0.8%程度である。

なお介護保険法第7条第3項において介護保険の適用となる「要介護者とは次のいずれかに該当する者をいう」と定義されている。

- ①要介護状態にある65歳以上の者
- ②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって、政令で定めたもの(特定疾病)によって生じた者であるものと定義されている。

平成10年5月13日付で「医療計画における療養型病床群の取扱いに関する留意事項」が健政局指導課長補佐から、各都道府県担当課長あてに送付されている。

前記と重複しない点についてのみ、その概略を記す。

1. 療養型病床群に係る病床の整備の目標について

医療計画において、平成12年度当初のものとして整備目標を定める。平成12年度以降の必要入所定員総数は介護保険法により、都道府県介護保険事業支援計画において定められることとなる。又、整備目標は、介護基盤整備のために重要な目標であるとともに、病床過剰地域においては、診療所の療養型病床群の特定病床に係る特例措置の基本的条件を設定するものであることに鑑み、特に都道府県医療審議会の意見を聴く場合は、十分な審議を経ること。

なお、整備目標は、介護保険制度実施に向けての要介護者の実態調査を踏まえ、必要に応じて見直すこととされている。

2. 病床過剰地域における診療所の療養型病床群の特定病床に係る特例について 療養型病床群を診療所に設置できることとな

り、医療計画上既存の病床数に数えられることとされた。したがって病床過剰地域において、許可申請等がされた場合、原則、都道府県知事の勧告の対象とされる。

一方、要介護者の療養施設として重要であることに鑑み、病床過剰地域においても、必要に応じ設置できるよう特定病床に係る特例が設けられた。次に掲げる要件を満たす場合、特例措置として認められる。

- (1) 特例の対象となる病床は、平成10年3月31日に現存する診療所の病床を転換して設ける療養型病床群に係る病床であること。
- (2) その構造設備基準が本則基準に適合するもの(完全型)であるが、廊下幅については経過措置の基準によるもの(転換型)であっても差し支えない。
- (3) この病床数は、療養型病床群の整備目標から、既存の療養型病床群に係る病床数及び、介護力強化病床を転換して設けられる病床数の見込数を減じて得た数(基準数)を基準として、都道府県医療審議会の議を経て算定した数(算定数)を超えない場合に限ることとされている。

なお、この特例は概ね2年後(平成12年度)には見直しを行う。

以上、医療計画における療養型病床群の整備目標及び病床過剰地域における特例についての国の考え方の概略を報告した。

人口構造の高齢化、慢性疾患中心の疾病構造の変化、医療への要望の高まり等、要介護者の増大に対応するための提供体制の整備は、極めて重要な課題である。これらに適切なサービスを提供することが必要である。

そのために、地域の状況等十分に考慮しながら、療養型病床群の整備を進めていくことが肝要となろう。